令和4年大口町教育委員会2月定例会議

 令和4年
 2月25日

 午前9時30分開
 議

 大口町中央公民館2階
 2階

 視聴覚室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第3号 大口町立学校管理規則の一部改正について

議案第4号 令和4年度愛知県教職員定期人事異動内申について

日程第4 連絡·報告事項

- (1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (2) 適応指導教室の拡充について
- (3) 大口中学校用地購入について
- (4) 歴史民俗資料館の水曜日休館について
- (5) 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱について

日程第5 その他

出席者

 教育長職務代理者
 水谷惠子

 委員 丹羽茂文
 委員 始村由布子

 委員 所橋由治

説明のため出席した者

生涯教育部長兼町史編さん室長社本寛学校教育課長松井宏之学校教育課主幹兼学校教育課長

 派遣指導主事
 江口孝一郎
 補佐兼指導主事
 實松大 祐学校給食センター

 学校教育課長補佐
 兼松 昌史
 主幹兼所長 丹羽清人

 生涯学習課長
 丹羽武弘
 図書館主幹兼図書館長 鈴木加代子

◎開会

〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長 それでは、皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年大口町教育委員会2月定例会を開会します。 本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。 なお、傍聴人はございません。

また今日、町史編さん室次長が欠席しておりますので報告させていただきます。

(午前 9時30分)

◎日程第1 教育長報告

- **〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長** では、日程第1、教育長報告をお願いします。
- ○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

先回は1月27日だったと思いますが、それ以降のことについて報告をさせていただきます。

まず今年度、例年になく寒い日が続いておりまして、雪もちらほらするというような日にちもとても多かったということで春を待ち望んでいたわけですが、やっとここにきて出口が見え始めたような、そんな時期であります。

その中でも、一番はやっぱりコロナ関係のことでありますけれども、県のガイドラインに基づいて子供たちの学びの保障、それから感染拡大を防いでいくというバランスの下で今日までを迎えております。近隣市町からは、ちらほらと臨時の学級閉鎖等のことが聞かれましたけれども、幸い今のところ大口町内の小・中学校におきましては、各学校ちらほらと感染者数は報告を受けておりますけれども、広がる気配はなく、今日を迎えているところであります。

とりわけ、これからは児童・生徒の学びの継続という面からも、陽性者の数、それから濃厚接触者、それからインフルエンザ等の風邪などの症状等、こういうことで欠席の数を把握して、この数に基づいてガイドラインに従って、もしもの場合は臨時休業ということがあるかもしれませんのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の皆様のところにA3の資料をお配りしましたが、教職員の働き方改革ということで、毎月各学校から報告を受けている資料です。

右端の一番下を見ていただきますと、平成3年度につきましては月に45時間の在校時間、それから年間360時間以内という文科省のガイドラインに基づいて各学校取り組んでおります。

それから、その上の参考という資料を見ていただきますと、平成27年度から令和3年度まで にかけての年間を通しての調査結果が書かれていると思います。

そして、左側の大きい表ですけれども、上の2つが在校時間80時間超えの統計、それから下の2つが令和2年度と3年度の在校時間の月平均ということでまとめてあります。

随分と資料から感じられることは在校時間が減ってきたと、これは1つには学校の業務というのはなかなか減らすことができないですけれども、この業務を減らすための知恵といいますか努力がされたことと、もう一つはそれぞれ各学校の先生方の働き方改革に対する意識が高まってきてこういう結果になっているかなということを思います。まだまだ、この資料からは先生方の在校時間が多いということが分かるわけですけれども、地道に着実に進んでいるということにつきましては御理解をいただきたいと思います。

それから、とりわけ3月に県の教育長研修会、それから市町村の研修会等が開かれる予定で したけれども、こういうときですので書面審査等になりました。

1つうれしいことは、35人学級につきまして、県のほうは来年度から全国に先駆けて1学年上ということで、小学校1年生から4年生までのところが35人学級が実現すると。これについての学級数増分、県については172クラスということで172名の先生方が増えるということも意味しておりますので、これはうれしい限りであります。

それから、2月22日には事務協の幹事会がありまして、この折に課長、それから管理主事から、いろいろと人事・内申についての説明を受けて、大体といいますか今日、皆様にお諮りする内容であります。実際に、教職員への内示につきましては3月15日、それから新聞報道につきましては3月30日の新聞報道があるということは決まっておりますので御承知おきください。それから、昨日は社本育英の運営事業についての理事会が開かれまして、学校から推薦を受け説明を聞いて理事会で7名の生徒が承認をされたということで、水谷委員さんにもお世話になりました。これも、もう本当に昭和の終わりぐらいから始まって、これを受けた生徒さんにつきましても300名を超えるという大変意義のある会で、有効に活用されているなあということを思っております。

報告事項につきましては以上で終わります。

〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長 ありがとうございました。

それでは、日程第2以降は、教育長、よろしくお願いします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、水谷惠子教育長職務代理者と舟橋由治委員を指名しますので、よろしく お願いします。

◎日程第3 議 題

議案第3号 大口町立学校管理規則の一部改正について

- ○長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第3号 大口町立学校管理規則の一部改正について、 事務局、説明をお願いします。
- **〇松井学校教育課長** それでは、議案第3号 大口町立学校管理規則の一部改正について、御説明を申し上げます。

大口町立学校管理規則を別紙のように定めるものとする。令和4年2月25日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由ですけれども、この案を提出するのは入学式、卒業式など学校の一部または学年等 での休業日を定められるよう改定するため必要があるからでございます。

ページを2枚はねていただきまして、新旧対照表のほうを御覧ください。

第6条につきましては、括弧のところを号といいますけれども、号立てをしまして第1号、第1学期、4月1日から8月31日まで、第2号、第2学期、9月1日から12月31日まで、第3号、第3学期、1月1日から3月31日までと表記をいたします。これは、条例を担当します行政課より指摘があり、改正をしたほうがいいという御指導がありましたので今回号立てをさせていただきます。

第2項では、第5号、教育委員会の承認を得て学校の一部または全部を休業日とする日を加え、第5号を第6号に改正をするものでございます。

説明は以上です。

〇長屋教育長 ありがとうございました。

説明が終わりました。この案件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑ないようですので、質疑を終わります。

議案第3号 大口町立学校管理規則の一部改正につきまして、採決をしたいと思います。 本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決になりました。

議案第4号 令和4年度愛知県教職員定期人事異動内申について

○長屋教育長 続きまして、議案第4号 令和4年度愛知県教職員定期人事異動内申について、 議案の説明に入る前に、会議の公開、非公開につきまして発議をさせていただきます。

教育委員会の会議は原則公開でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14 条第7項に、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事案、その他の事案につ いて教育長、または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる、そういうふうに規定をされております。

つきまして、本日の議案第4号 令和4年度愛知県教職員定期人事異動内申についてにつきましては、公にすることにより、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、非公開とすることを発議いたします。

それでは採決に移ります。

議案第4号 令和4年度愛知県教職員定期人事異動内申につきましてを非公開とすることに 対しまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○長屋教育長 3分の2以上の挙手でありましたので、非公開といたします。

暫時休憩とします。

(年前 9時43分) (非公開) (午前 9時54分)

〇長屋教育長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時56分)

◎日程第4 連絡·報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

1点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 お願いします。連絡·報告事項でございます。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてでございます。

資料を御覧ください。使用許可案件でございます。

1番の申請者、NPO法人元気な学校を支援し創る会、理事長 木村芳博。許可年月日、令和4年2月22日。事業名が、令和4年度教師力アップセミナーです。

2番の申請者、株式会社平安閣、代表取締役 土田直樹。許可年月日、令和4年2月22日。 事業名、「ありがとうを贈ろう。」キャンペーンでございます。

2件とも以前申請がありましたので、使用許可を出させていただいております。

2番の実績報告案件でございます。

1番、申請者、NPO法人元気な学校を支援し創る会、理事長 木村芳博。許可年月日が令和3年3月16日、実施日が10月10日でございました。事業名は、令和3年度教師力アップセミナーがオンラインで行われました。

2番の申請者、東海労働金庫小牧支店、支店長 高羽健一。許可年月日が令和3年4月16日。 実施日が令和3年12月31日。事業名が、「はたらく人にありがとう」メッセージ募集でございました。

3番の申請者、西川流役員会大口支部 佐竹一昇。許可年月日、令和3年6月11日。実施日が令和4年1月23日。事業名、日本舞踊を踊りましょう。

4番、申請者、名古屋法務局人権擁護部、部長 福田克則、愛知県人権擁護委員連合会、会 長 山本光子。許可年月日が令和3年7月14日。実施日が令和4年2月15日。事業名が第49回 人権を理解する作品コンクール。

5番、申請者、大口町ソフトボール協会、代表 渡辺弘和。許可年月日、令和3年8月3日。 実施日が11月28日。事業名、第15回愛知県一般男子ソフトボール選手権大会。

6番、申請者、NPO法人こどもサポートクラブ東海、理事長 三輪宮子。許可年月日、令和3年9月22日。実施日が11月21日。事業名が、第15回こどもカルチャー講座です。

以上、6件の実績報告がございました。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告については以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございました。

この件につきまして何かあれば。よろしいですか。

(挙手する者なし)

- ○長屋教育長 それでは、続きまして2点目、適応指導教室の拡充について、事務局、説明をお願いします。
- ○松井学校教育課長 それでは、資料のほうを御覧ください。

適応指導教室の拡充についてでございます。

現在、健康文化センター2階の1室で適応指導教室を運営しております。児童・生徒の特性に沿った指導や相談の拡充を進めていくに当たりまして、個々または少人数のスペースを設ける必要がありますが、現在の部屋の大きさでは難しいのが現状でございます。継続的に使用できる施設で、間仕切りなどができる十分なスペースと緑豊かな自然に囲まれ落ち着いた環境での教室を進めるため、野外活動施設の管理棟2階会議室を適応指導教室として利用していきたいと思っております。

現状は、健康文化センター2階で室長1名、指導員1名の2名体制で適応指導教室を運営しております。児童・生徒が、現在小学生3名と中学生1名の4名が在籍をしております。今年

に入りまして、体験入室の児童がそのほかに4名ほどいるのが現状でございます。

ふれあいの森 2 階の会議室は現在の教室の 3 倍程度の広さがあり、児童・生徒に合わせて個人または少人数のスペースも確保でき、指導や相談が行いやすくなり、一人一人の特性に合った教育ができるよう整備をしてまいります。

次ページの図面のほうを御覧ください。

会議室の設備としましては、中央に子供たちが学習をするスペースを3ブロックほど設置し、間仕切りなどをすることで学習等に集中できるよう整備をします。こちらの間仕切りは移動式を予定しておりますので、何か広いスペースで使用したいというときは移動をして使うことが可能です。

そのほかの整備の内容は、手洗い場の設置、若干部屋が暗いのでLED照明への変更、1階にあるトイレの洋式化などの整備を行っていく予定にしております。

よりきめ細やかなサポートができるよう、指導員も令和4年度から1名増員をする予定としております。相談体制の強化も図ってまいります。

開始時期は改修工事が終了後になりますので、2学期からぐらいの予定になるかと思います。 現在、ふれあいの森の会議室では、あいうえOguchiさんが御利用になられております。 そちらとも共存ができるように整備をしてまいりますので、そちらとは調整をしながら工事を 進め、それから適応指導教室が開校した後の利用方法など、調整をしながら進めていきたいと いうふうに思っております。

説明は以上でございます。

〇長屋教育長 ありがとうございました。

この件につきまして何かあれば。

- ○鈴村委員 工事中にこちらの施設の利用は可能なんでしょうか。
- ○松井学校教育課長 それほど大々的に室内の工事をすることには多分ならないと思いますので、 あいうえおさんが利用している間はその工事をいったん中止をするなどして、週に1回の御利 用ですよね、その時間を調整しながら進めていけたらなとは思いますが、どうしてもこの期間 は使えませんということでありましたら、またそちらも調整をしながら進めていきたいと思っ ております。
- **〇長屋教育長** よろしいですか。
- ○鈴村委員 また詳しく、後ほど教えていただきたいと思います。
- ○水谷教育長職務代理者 改修工事や工事後に環境が整いましたら、生徒・児童さんが入る前に 一度見学をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○長屋教育長 事務局、よろしいですか。

- 〇松井学校教育課長 はい。
- **〇長屋教育長** 見学の機会を一度設けてもらうということです。こういう会の後とかがいいです ね。
- 〇水谷教育長職務代理者 そうですね。
- **〇長屋教育長** 何とか、事務局、調整してもらってよろしくお願いします。 そのほか、よろしいですか。

(挙手する者なし)

〇長屋教育長 ありがとうございました。

それでは3点目、大口中学校用地購入について、事務局、説明をお願いします。

〇松井学校教育課長 それでは、大口中学校の用地購入について御説明をさせていただきます。

1枚目をめくっていただきまして、図面のほうを御覧ください。

図面のほう濃くなっているところがあると思いますけれども、現在ランチルームに一部かかるような土地が借地になっております。2筆ありまして、大口町丸一丁目37番地と39番地、37番地のほうが面積が1,050平米、三角の小さいほうが212平米、合計で1,262平米が現在借地となっております。

今回、地主の方から買取りをしてほしいというお話がありまして交渉させていただいた結果、購入をするという形になりました。平成18年の大口中学校の拡張時のときにもお話をさせていただきましたが、そのときにはお売りをいただけず今日まで借地としてお借りをしているものでございます。

購入額としましては、市街化区域に当たりまして、周りの路線価を参考に4路線の平均で算出をさせていただきました。市街化区域ということで若干高くはございますが、平米当たり4万500円、総額で5,111万1,000円で購入をするというものでございます。以上です。

〇長屋教育長 ありがとうございました。

何かあれば。よろしいですか。

(挙手する者なし)

- ○長屋教育長 それでは、続きまして4点目、歴史民俗資料館の水曜日休館につきまして、事務局、説明をお願いします。
- **〇丹羽生涯学習課長** 歴史民俗資料館の水曜日の休館についてでございます。

歴史民俗資料館は、平日や休日に開館をいたしまして、郷土おおぐちにまつわる歴史及び文化を町内外から入館者に紹介をいたしまして、その魅力を知ってもらう施設として管理・運営をしてございます。

しかしながら、その体制は土曜日、日曜日それからの祝日の出勤となりますので、職員及び

その家族への負担となりまして、特に祝日に出勤した後、振替休日を取るんですけれども、こ ういった振替休日等の確保が取得困難な場合も出てまいります。

今回、町全体で働き方を見直す中で、安定的な歴史民俗資料館の管理それから運営を目指す ために、開館日のうち1日、水曜日でございます、水曜日を休館日とするものでございます。

まず、1番目の現在の勤務体制を確認したいと思います。

御覧の表のとおり、4人の職員で運営をしておりまして、勤務する日が水曜日から日曜日それから祝日になった場合、当番制をしいておりまして、そのうち2名を交代で出勤して後の平日等で振替をしておるといったような状況でございます。

2番目の水曜日休館の概要でございます。

過去の曜日別入館者数から、平日のうち水曜日が一番入館者数が少ないことから水曜日を休 館日とするものでございます。

ここで1枚はねていただきまして、2枚目に参考資料という表が3つございます。

入館者状況で、各々上段に3年度と2年度、下段に令和元年度というふうになっておりまして、表の見方でいきますと上から水曜日から日曜日、左から曜日別の合計、曜日別の合計も企画展をやっていないときが左側、企画展をやっているのが右側、それから開館日数、こちらを割りまして1日当たり何人来るかといったところでございまして、特に水曜日の色をつけてあります1日当たりの人数を見ますと、企画展をやっていないときは水曜日は1日8名、企画展をやっているときは38名ということで、元年度が一番コロナの影響を受けていなかったもんですから、平常時に戻った場合、大体このぐらいのアベレージが出てくるということでございます。

上段が、令和3年度と2年度はコロナの影響を受けておりますので若干ばらつきが見えますが、やはりそのときでも水曜日が一番少ないという状況で、実はこの水曜日の開館を令和元年度からスタートさせたわけでございますが、スタートさせたんですけれども、やはり水曜日が最も少ないという結果でありましたので、今回またこれらを見て元に戻すということですけれども、水曜日を休館日に当てていきたいということでございます。

元に戻っていただきまして、1枚目の2番の(2)ということで、水曜日は職員は出勤をいたします。勤務日でありますので、この日に館内の資料館とか特に収蔵庫、こういったところの整理日に充てたいと、それから祝日等が入ったときは当番で出勤された方が開館をしないもんですから、主にこの日を中心に振替を取っていただく日ということで、めり張りのある運用の仕方をしていきたいというふうに考えております。

それから3番目、水曜日休館は年4回の企画展の会期中と、それから小・中学校の夏休み、 冬休み等は実施しないという運用で、その日は通常どおりの開館日ということで、令和4年度 の予定でいきますと企画展等をやっていないときで休む日が、開館しない日が23日程度という ことになっております。

3番目の運用方法としては、大口町歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則に運用いた しまして、この日を臨時休館という形で進めていきたいなというふうに考えておりますのでよ ろしくお願いします。

なお、この実施開始予定は次の令和4年4月からを予定しておりますのでよろしくお願いを いたします。

私からは以上です。

〇長屋教育長 ありがとうございました。

何かあれば。よろしいですか。

(挙手する者なし)

- ○長屋教育長 それでは5点目、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱について、事務局、説明 をお願いします。
- ○丹羽学校給食センター主幹兼所長 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱(案)でございますが、これは令和4年4月から給食費の値上げを実施するに当たりまして給食費の額を定めたり、現在学校においてお願いしております給食費の徴収に関して定めるため、今回要綱を制定させていただきたいと思っております。現在、例規担当課のあります行政課と協議をしている段階でございますがよろしくお願いしたいと思います。

また、新たに牛乳を飲めない児童・生徒への減額制度を創設いたします。

内容について御説明をさせていただきます。

大口町学校給食に係る給食費取扱要綱(案)。

目的といたしましては、第1条で、この要綱は学校給食法第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し必要な事項を定めることを目的といたします。

定義といたしましては、第2条の(4)で、給食費とは大口町学校給食センター設置及び管理 に関する条例第7条に規定する学校給食に関する経費で、保護者等及び小・中学校に勤務する 教職員、学校給食センターの職員などが負担するものという。

第3条の学校給食の申込みでございますが、今回新規で保護者の方に義務教育中の町内の小学校へ通った場合、新1年生の場合ですと9年間で1回の申込書の提出をお願いするものであります。申込書によりまして、町、教育委員会に給食費を支払うということを明確化することになります。

また、今回整備します要綱が契約内容の条項の総体であります定型約款になります。

第4条の第1項では、給食費は月額とし、その月の給食実施日数に第3項に規定する給食の

1食単価を乗じて得た額といたします。

2項で、給食の1食単価は令和4年4月から小学校では270円、中学校では310円といたします。

3項では、大口町は給食費の半額助成を実施しておりますので、給食費の1食単価を規定いたしまして児童は135円、小学校の教職員は270円、生徒につきましては155円、中学校職員、給食センター職員等は310円といたしております。

第5条につきましては、入院、インフルエンザ等での欠食についての規定をしておりますが、 給食を受けない3日前までに学校長に申し出ていただきまして、2日前の午前中に学校長より 連絡があり、牛乳、パン、御飯を全体の食数から減ずることになります。

第6条でございますが、牛乳提供の中止等ということで新規で創設をさせていただきますが、 牛乳アレルギーの方につきましては牛乳を飲めないにも関わらず牛乳を用意し、現在破棄をしておりました。その児童・生徒の対応といたしまして減額制度を新設いたします。牛乳アレルギーにつきましては、主に牛乳を体内に取り込むと腹痛、下痢、蕁麻疹、呼吸困難といったアナフィラキシー反応を起こします。乳糖不耐症につきましては、乳糖の吸収分解ができないため、牛乳を飲むことにより激しい下痢を伴う疾病であります。医師からの牛乳飲用が不可と診断された方について、申請によりまして牛乳1本当たり、令和4年度は1本当たり約56円でございますので、半額の28円を減額いたします。

第7条では、学校給食の再開等ということで規定をしております。

第8条については実績報告書の提出、第9条については給食費の請求について、第10条については給食費の納入について規定をしております。

施行日は令和4年4月1日からといたします。

給食費の納入に関しては、各学校で教材費、修学旅行等と共に給食費の年間190回分を9回から10回に均等になるように分けて口座引き落としの形で学校に納入されます。それを学校のほうから町のほうに納入をしていただいている状況でございます。

来月、議案といたしまして出させていただきますので重ねてよろしくお願いしたいと思います。

以上、説明を終わります。

○長屋教育長 ありがとうございました。

この件につきまして、何かあればお願いします。

- **〇丹羽委員** 給食費って学校長が、僕細かいこと分からないから聞くんですけど、保護者からというのは現金で徴収しているんですか。
- **〇丹羽学校給食センター主幹兼所長** 先ほど申し上げましたが、教材費、修学旅行費と給食費を

10回に分けさせていただき、口座で引き落とさせていただいています。

- 〇丹羽委員 各保護者の。
- **〇丹羽学校給食センター主幹兼所長** はい、登録口座のほうから。
- **〇丹羽委員** じゃあ、現金で持ってくるわけじゃないんですね、封筒に入れて。
- 〇丹羽学校給食センター主幹兼所長 そうですね。
- **〇長屋教育長** よろしいですか。
- **〇丹羽委員** 今、何か現金で納入すると手数料がかかるようになりましたので、その手数料の処理はどういうふうに学校で、費用で処理するかなと思ったんで。口座で引き落としなんですね。 分かりました。
- **〇長屋教育長** あとよろしいですか。
- ○鈴村委員 牛乳アレルギーの話なんですけれども、診断書の提出が必要になってくるんですか。
- **〇丹羽学校給食センター主幹兼所長** 乳糖不耐症の方については医師の診断書をいただきますので、ほかの乳アレルギーの方については学校の書類の写しをつけていただくと思いますので。
- **〇鈴村委員** 分かりました。ありがとうございます。
- **〇長屋教育長** その他よろしいですか。

(挙手する者なし)

〇長屋教育長 ありがとうございました。

◎日程第5 その他

○長屋教育長 以上で連絡・報告事項は終わりまして、日程第5 その他、事務局、何かありま すか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

〇長屋教育長 いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- **〇長屋教育長** 委員さんのほうから何かありますか。
- ○丹羽委員 1つだけ、要望ですけど、前回も言いましたけど2月、3月予算の期になりましたので、教育委員さん全員の総意と推しはかって申し上げますけど、学校支援員の増員をよろしく御検討お願いしますという要望でございます。
- **〇長屋教育長** ありがとうございました。

学校支援員の増員をという教育委員さん総意の要望でございますので、また今後に向けて、 事務局、前向きに検討をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。あといいですか。

(挙手する者なし)

- **〇長屋教育長** ないようですので、これで連絡・報告事項全て終わりましたので、事務局へお返 しします。
- **〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長** ありがとうございました。

教育長、この会を閉めるに当たって一言。

○長屋教育長 長時間ありがとうございました。

コロナで大変な時期に、また昨日本当に驚くような世界的規模の事案が発生し、ロシアが同じ民族のウクライナに侵攻したということがありまして、私たちから遠い地域のことであまり関係ないように思いますけれども、それでもあそこの持っている食料、穀物とか、あるいはエネルギー関係、そういうものがこの遠い日本にも大きな影響を及ぼすことが心配されるわけですが、コロナが早く終息し、本当に世界が平和になるといいなということを思って昨日はテレビニュースにかじりつきました。

また、どうしても内へ内へという気持ちで、児童・生徒も私たちもですが、なかなか外へ出る機会が少なくなったりという状況で、本当に屈折した気持ちになるわけですが、寒さも和らいできてうれしいなと思っていますが、それでも杉の花粉等がまたやってくるということで大変であります。しかし、小・中学校の卒業式も近づいておりまして、ぜひ教育委員さん方の御臨席をいただいて卒業式に花を添えていただきたいなということ思っております。

こういう季節の変わり目ですので、それぞれ御自愛いただいて御活躍いただきたいと思いま す。ありがとうございました。

〇社本生涯教育部長兼町史編さん室長 それでは、以上をもちまして2月の大口町教育委員会定例会を終了いたします。

(午前10時23分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員